スポーツ施設と都市公園有料施設で31年度から

利用料金制を導入し駐車場を有料化

議会は、7月2日の本会議で、①「枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正」案および②「枚方市都市公園条例の一部改正」案を賛成多数で可決しました。

本2議案は、指定管理者制度を導入しているスポーツ施設（総合スポーツセンター・市民体育館・伊加賀スポーツセンター）と、都市公園有料施設（王仁公園・香里ケ丘中央公園・中の池公園）を対象に、指定管理者の更新時期に合わせ、31年4月から利用料金制を導入するとともに、各施設（香里ケ丘中央公園を除く）の駐車場を有料化するものです。

議会は、6月12日の本会議で①を文教常任委員会に、②を建設環境常任委員会に付託し、15日と27日に各委員会を順次開いて慎重に審査を行いました。

また、7月2日の本会議では、岩本優祐文教常任委員長と漆原周義建設環境常任委員長から審査内容の報告を受け、採決を行いました。

各委員会での審査等の概要は次のとおりです。

総合スポーツセンター（写真上）と
伊加賀スポーツセンター（同下）

市立総合スポーツセンター条例等の一部改正を可決

委員会 質問と答弁

サービスに見合った駐車場料金の設定を

質問　民間活力の活用に対する本市の考えを聞く。

なお、民間事業者からはサービスに見合った適正な駐車場料金が提案されるよう要望するとともに、市は、市民負担を求める前に、効率的、効果的な行政運営に最大限努力すべきと意見しておく。

答弁　行政と民間の適切な役割・責任分担のもと、民間事業者が行うことがより効果的で適切なものは民間にゆだねることを基本としている。

条例改正に当たり行った調査の内容は

質問　条例改正に当たり、スポーツ施設の利用者や周辺環境等について、どのような調査をしたのか。

なお、施設と駐車場をあわせて最適な料金設定とし、健康寿命の延伸につなげることが本市の役割であると意見しておく。

答弁　利用者にはアンケートを実施しており、老朽化した施設の改善を望む意見が大半であった。

また、各施設周辺の有料駐車場を調査しており、料金設定の参考とする。

民間参入を促す条件整備に疑問

質問　今回の改正には、民間事業者の参入意欲を高め、外郭団体である現指定管理者を変更する意図があるように思えるが、仮に現指定管理者が再度選定されれば、また条件の見直しを行うのか。

答弁　現指定管理者が指定管理者となるかどうかにかかわらず、さまざまなスポーツ事業の提案を受け、一定の競争を経た上での選定となるため、今まで以上に事業の充実が図られると考えている。

教育に関する財源最優先での保障を

質問　スポーツ施設は教育の延長線上にあり、教育委員会は子どもへの教育を守ることが最大の責務である。施設利用料や駐車場料金で費用を工面することなく、教育に関する財源を最優先で保障すべきではないか。

答弁　潤沢な予算を確保し、豊かな教育を行っていきたいと考えている。

さまざまな状況を考慮する中、今回、条例改正を提案したものである。

スポーツ施設の管理と運営の分離の検討を

質問　外部の有識者から、現指定管理者の選定に関し、管理と運営の分離を検討することが必要ではないかとの指摘があった。この点について、どのような検討を行ったのか。

答弁　外部の有識者からは、現指定管理者を本市のスポーツ振興のパートナーと位置づける意見もあったが、指定管理者制度の見直しが必要との指摘もあった。これらを踏まえて検討し、今回の条例改正の提案に至った。

交通の不便な施設の駐車場有料化は問題

質問　27年11月に駐車場の有料化に関する考え方が示された際、交通の便が悪い施設の駐車場有料化に反対の声があった。この考え方の中でも、利便性を踏まえて判断すると記載されているが、どのように検討したのか。

答弁　公共交通機関等の利便性だけでなく、有料化した場合の収益性、同地域や同種の施設間の公平性等の視点を踏まえ、個々の事情も考慮しながら総合的に判断している。

本会議 討論

駐車場有料化より交通環境整備が先決で反対

反対討論　条例改正後は、指定管理者の収入見込みを差し引いて指定管理料を支払うため、見込み額により損害の生じるリスクがある。また、指定管理者が市の共有財産から利益を得た場合は、受益者負担として一定割合を納付させるべきである。

さらに、駐車場利用者にいきなり受益者負担を求めるのではなく、まず、各スポーツ施設にアクセスしやすい交通環境を整備することが先決であるため、本議案に反対する。

市民負担増につながる駐車場有料化に反対

反対討論　近隣市には駐車場が無料のスポーツ施設もある中、今回の駐車場料金の上限額では、施設利用料とあわせ、高齢者の負担額が従来の7倍にもなり得る。指定管理者制度でサービスの向上どころか、市民負担が増加し、これまでと同様の施設利用を困難にさせるため、本末転倒である。

また、高齢者や子ども同伴者への減免措置を検討せず、市民の声を聞かずに駐車場を有料化するため、本議案に反対する。

利用者に過度な負担が生じないよう求め賛成

賛成討論　一定の駐車場料金の負担はやむを得ないと考えるが、スポーツ施設では、交通機関によるアクセスが不十分で、用具等の運搬に車を使わざるを得ない実態がある。

また、健康増進のため定期的に施設を利用すると駐車場料金が高額になることも考えられ、利用者に過度な負担を生じさせない事業提案が指定管理者から数多くなされるよう、教育委員会が条件整備に努めることを求め、本議案に賛成する。

都市公園条例の一部改正を可決

委員会 質問と答弁

市民意見に基づかない駐車場有料化に疑問

質問　駐車場の有料化については、利用者や市民の声を聞いてから判断すべきと考えるが、なぜ説明会を行わないのか。

なお、都市公園の設置目的は公共の福祉の増進であるにもかかわらず、今回の条例改正案は、利益を上げる目的に転換しようとするもので、許しがたいと意見しておく。

答弁　駐車場の有料化に関する考え方の策定時、27年11月にパブリックコメントを実施している。

駐車場の有料化後も市民満足度の維持を

質問　駐車場の有料化で、市民満足度や施設利用率の低下が懸念されるが、そのリスクはないのか。

なお、行政として指定管理者をチェックする体制の確立を要望する。

答弁　駐車場の有料化で、長時間駐車や目的外利用等の施設利用者が迷惑していた課題は一定解消すると考える。また、利用料金制による収入を管理運営費等に活用することで、施設全体のサービス向上に資すると考える。

王仁公園プールなど駐車場有料化の目的は

質問　駐車場の有料化により、特に王仁公園では、プールの利用料金に加えて駐車場料金も必要となり、市民負担が増えるため、改めて駐車場を有料化する目的について聞く。

答弁　駐車場の利用者が車を駐車している間、公園の一部を占有するため、その分を負担してもらうこと、また、公園を利用しない人の目的外利用や長時間利用を抑制することを目的に駐車場の有料化を実施するものである。

駐車場有料化の前に目的外利用等の抑制を

質問　駐車場を有料化する目的が利用者以外や長時間の駐車抑制にあるならば、まずはその抑制に取り組むべきである。そうした手順を踏まず、唐突に市民負担を求める印象があるが、見解を聞く。

答弁　駐車場の有料化に関する考え方等を説明してきたが、具体案を示す際に至らない点があった。

今後は、民間のノウハウ等を生かした提案を十分に引き出し、よりよい事業者の選定を図りたい。

民間からの事業提案で市民サービスの向上を

質問　利用料金制の導入により、民間事業者が収入増加に向けた経営努力を行う中で市民サービスを高める事業提案がなされるというが、指定管理者の募集段階ではなかった提案も実施できるのか。

なお、市民満足度の向上につながる事業提案を数多く引き出すことで、公園施設をよりよいものとするよう要望する。

答弁　サービス向上につながる提案や自主事業については承認していく。

指定管理者にも一定の負担を

質問　利用料金制を導入するのであれば、市民の共有財産を使って利益を上げる指定管理者にも一定の負担を求め、市民に還元する必要があると考えるが、見解を聞く。

答弁　当初から利用料金収入の見込みを差し引いて指定管理料を算定する中、指定管理者の努力や工夫で利用者を増やし、利益を得るものであり、市民も指定管理者の自主事業等に参加することで利益を享受できると考える。

公園の維持管理に民間活力の活用を

質問　今後、維持管理費の増大が見込まれる市内の公園について、適正に管理する手法を聞く。

なお、人口減少社会を迎え、税収が減少する中、公園の維持管理に民間事業者やNPO法人などを活用するよう要望する。

答弁　大規模な公園では指定管理者制度の導入を検討し、中小規模の公園では地域や企業と協働するなど、さまざまな手法にトライし、公園の効用を発揮していきたい。

王仁公園プール（写真上）と
中の池公園グラウンド（同下）

本会議 討論

気軽に公園利用できず駐車場有料化に反対

反対討論　条例改正前に利用者の意見を直接聞かずに駐車場の有料化を進めたことは、主権者である市民を無視したものであり、大きな問題である。

また、公園は市民の憩いの場であり、気軽に利用できる場所でなくてはならないが、駐車場の有料化は、スポーツを楽しみ、生き生きと暮らしていきたいと願う市民の楽しみや願いを奪うことにつながるため、市民満足などが得られるはずもなく、本議案に反対する。

駐車場有料化の目的に納得できないため反対

反対討論　利用料金制の導入により、貴重な市民の共有財産である公園を活用して得られる利用料はすべて指定管理者のものとなるが、指定管理者がどれだけ利益を得ても何ら負担を求めていない点は問題である。

また、駐車場を有料化する理由として目的外利用や長時間利用の抑制を挙げているが、これでは、そうした一部の人のために通常の利用者が駐車場料金を支払うことになるため、本議案に反対する。

委員会 討論

充実した施設運営につながると考え賛成

賛成討論　利用料金制の導入と駐車場の有料化により、民間事業者の経営感覚を生かした提案のもとで新たな事業展開が図られ、充実した施設運営につながると考える。

特に駐車場の有料化については、利用者に過度の負担を求めることなくより充実したサービスの提供と市民満足度の向上を図るよう努めるべきであり、有料施設の利用者に対し一定の配慮を行うことなども検討するよう求め、本議案に賛成する。

指定管理者制度　地方公共団体が、議会の議決を経て指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を代行させることで、市民サービスの向上と行政コストの縮減を図ることを目的とした制度のこと。

本市では、21施設57カ所で同制度を導入している（30年4月1日現在）。

利用料金制　公の施設の利用料金を指定管理者がみずからの収入として収受する制度のこと。指定管理者の収益につながるため、経営努力や創意工夫を引き出すインセンティブが働くとされる。

なお、利用料金については、条例で定めた金額の範囲内で、地方公共団体の承認を受け、指定管理者が決定する。

また、指定管理者が、収受した利用料金だけで施設の管理運営を行う場合もあるが、今回、利用料金制を導入する施設では、本市が一定の指定管理料をあわせて支払う。

制度の解説

本会議の生中継 録画配信を実施中

２９年９月定例月議会から、インターネットによる本会議の生中継を行っています。本会議開催中は、市議会ホームページの「本会議生中継」からご覧いただけます。

また、本会議終了後は、録画映像の配信を行っています。こちらは、市議会ホームページの「録画映像」からご覧ください。

録画映像はこちらから

点字議会報・声の議会報を発行しています

目の不自由な方にも、議会の活動を知っていただくため、「点字議会報」と「声の議会報」を発行しています。送付を希望される方は、市議会事務局までお申し出ください。

また、「声の議会報」は市議会ホームページでお聞きいただけます。

「声の議会報」はこちらから

ＱＲコードが便利です

QRコード対応のスマートフォン等をお持ちの方は、2面・3面のQRコードを読み取ることで、市議会ホームページの各該当ページを直接ご覧いただけます。

市議会事務局
TEL 072-841-1528
FAX 072-841-0240